

第1回 東京都建築安全条例検討委員会

議事要旨

1 概要

(1) 日時

令和5年3月23日(木) 15:30~18:00

(2) 場所

東京都庁第二本庁舎 31階 特別会議室 21

(3) 出席者(敬称略)

【委員】 東京大学大学院 工学系研究科 建築学専攻 特任教授 松村 秀一
東京理科大学 総合研究院 教授 萩原 一郎
弁護士・国士舘大学 法学部 法律学科 教授 関 葉子
大成建設株式会社 設計本部設計品質部法規計画室 室長 藤原 稔
アーキキャラバン建築設計事務所 代表 神田 雅子

2 委員会開催に当たって

(1) 開会挨拶

都市整備局技監小野より挨拶

「東京都 都市整備局技監の小野でございます。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、本委員会の委員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。また、国土交通省住宅局建築指導課、東京消防庁、特定行政庁、指定確認検査機関の皆様におかれましては、オブザーバーとして、ご出席、また、Webでのご参加を賜り、厚く御礼申し上げます。

都は、昭和25年に東京都建築安全条例を制定し、建築物の敷地、構造等に関して、誰もが安全で快適に暮らせる建築物の実現に努めてまいりました。

こうした中、建築基準法令の改正や社会状況の変化等に対応するため、避難安全性能を有する建築物の緩和規定の新設、自動回転ドアの基準の整備、大規模長屋の通路規定の強化など、適宜条例の見直しを行ってまいりました。

しかし、昨今の建物の高層化・用途の複合化や、バブル時代に都内に数多く建設された建築物のリノベーションなどに柔軟に対応することが必要となってきました。

また、国におかれましては、脱炭素社会の実現に向け、建築物の省エネ化や長寿命化のため、昨年6月に改正建築基準法が公布され、現在、政令や告示などの改定作業が進められているところでございます。

こうした状況を踏まえ、都は、建築安全条例について、規制の合理化に向けた検討を進めるため、有識者の皆様による、検討委員会を設置致しました。委員の皆様には、幅広い観点から様々なご意見を頂戴したく、闊達な議論をお願い致します。

甚だ簡単ではございますけれども、冒頭のご挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。」

(2) 委員の紹介

事務局より委員の紹介を行った。

(3) 委員長を選出

委員の互選により松村秀一氏が委員長として就任した。

3 議事及び意見交換

(以下、非公表)

4 閉会

以上